

特 記 仕 様 書

1 条 適用範囲

本特記仕様書は、穴水町（以下「発注者」という。）が発注する、「令和 8 年度 町道上野地蔵坊線測量設計業務委託（防災安全）」に関して作業手法及び成果品等の仕様を明記するものである。

なお、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受託者（以下「受注者」という。）とで協議のうえ、定めるものとする。

2 条 業務目的

本業務は、穴水町公共土木施設に関わる測量業務を行うものである。

3 条 業務対象地等

鳳珠郡穴水町字上野 地内（別紙参照）

4 条 実施要領

本業務を実施するにあたり、本特記仕様書、仕様書に記載のない事項については、業務委託共通仕様書を準拠、及び協議により行うものとする。

5 条 業務期間

本業務の履行期間は契約締結の翌日から、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

6 条 管理技術者及び照査技術者

管理技術者は、測量士又は、測量士補とする。担当技術者は、測量士、測量士補又は、測量作業において十分な従事経験があるものとする。

7 条 業務内容

本業務における内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| ・ 打合せ協議 | 1 業務 |
| ・ 基準点測量 | 1 式 |
| ・ 現地測量 | 1 式 |
| ・ 路線測量 | 1 式 |
| ・ 用地測量 | 1 式 |

8 条 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時 1 回とする。

9 条 基準点測量

GNSS 測量が可能な箇所に関しては、世界測地系座標を用いることとする。基準点観測時、点検計算、対回観測を行い新点の設置を行うこと。

10 条 現地測量

現地において、最寄りの基準点を使用し、TS 等を用いて、地形・地物等の測定を行う。地図情報レベルは、250 又は 500 を標準とし、数値地形図データファイルの作成を行う。必要に応じて、発注者が貸与する資料を併用して、数値地形図データファイルの作成を行う。

11 条 路線測量 作業計画

使用機器、作業工程、作業時の安全管理等を計画し、作業に努めることとする。

12 条 路線測量 現地踏査

受注者は、測量業務の実施に当たり、現地踏査を行い、土地の地形・状況等を確認し、把握すること。

13 条 路線測量 中心線測量

主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルの作成を行う。主要点及び、中心点の設置時、最寄りの 4 級基準点を使用し、放射法による観測を行う。

14 条 路線測量 仮 BM 設置測量

仮 BM 設置は、地盤の堅固な場所を選定し、後続作業である、工事等の影響を受けない箇所に設置する。

15 条 路線測量 縦断測量

仮 BM を使用し、中心線上の地形変化点の地盤高を測定し、縦断図の作成を行う。

16 条 路線測量 横断測量

中心杭を基準として、横断方向の地形変化点の標高を求め、横断図の作成を行う。横断方向には、見通杭の設置を行う。地盤高の測定は、直接水準測量又は、間接水

準測量により行うものとする。

17条 資料貸与及び返還

発注者は、業務の遂行に必要な、関係資料等を受託者に貸与するものとする。受託者は、業務完了次第、直ちに返還するものとする。

18条 成果品

本業務の成果品の提出は以下の通りとする。

- ・ 図面（A3用紙） 1式
- ・ 電子データ（CD-R） 1式

29条 守秘義務

本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で利用してはならない。